

医政発 0208 第 11 号  
令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
の一部改正について

今般、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 26 号）が公布・施行され、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第十六条の二第一項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められたことに伴い、別添のとおり「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知。以下、本通知という。）の一部を改正し、令和 6 年 2 月 8 日より施行することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

また、当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修病院の一部を認定するための手続きについて」（平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。）は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。

(照会先)  
厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室  
TEL:03-5253-1111 (内線 4123、2567)  
Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp